

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	本学は、建学の精神、教育理念及び教育目的を大学ホームページ、履修案内等に明示している。
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	本学では、建学の精神及び教育理念に基づき、学部・大学院ごとにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを策定し、明示している。また、自己点検・評価を定期的の実施し、その結果に基づき教育の質向上に努めている。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長を大学運営の統括責任者と位置付け、その下に、教授会、研究科委員会等を設置している。各組織の役割及び権限は学則、教授会規程その他の規程により明確化されており、学長のリーダーシップの下で、教育研究活動に関する企画・審議・改善が適切に行われる体制を整備している。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	本学では、教育研究活動及び大学運営において教員と事務職員が連携する教職協働体制を確保している。各種委員会には教員及び事務職員が参画し、自己点検・評価、教育改善、学生支援、入試、IR 等について協働して取り組んでいる。また、事務部門は教育研究活動を支援するとともに、教職協働による円滑な大学運営を推進している。
実施項目 １－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	本学では、教育研究活動及び大学運営の質向上を図るため、FD 及びSD に関する基本方針及び年度計画を定め、継続的に研修を実施している。教育方法の改善、研究倫理、コンプライアンス、情報セキュリティ、ハラスメント防止等、多様なテーマを取り上げ、教職員の資質向上を図っている。

原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 １－２①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	本学では、建学の精神及び教育理念の実現に向けた長期的な指針として「星薬科大学ビジョン 2025-2030」を策定している。同ビジョンでは、「研究推進体制の強化」「教育の質の向上」「国際化及び産学官連携の推進」「社会貢献」「業務改善・ガバナンス強化」「安全・リスクマネジメントの推進」などを基本方針として掲げ、教育研究及び大学運営に関する具体的な施策を定めている。また、ビジョンの実現に向け、中期事業計画（2025～2029 年度）を策定している。
実施項目 １－２②	説明
計画実現のための進捗	中長期ビジョン及び年度事業計画の進捗状況については、自己点検・評価、大学評価委員会による検証、教授会・研究科委員

管理	会及び理事会への報告を通じて継続的に確認している。また、各年度の事業報告書を作成・公表するとともに、自己点検・評価結果を翌年度以降の事業計画及び教育研究活動の改善へ反映し、PDCA サイクルによる進捗管理を行っている。
----	---

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学は、建学の精神及び教育理念に基づき、医療、福祉及び環境衛生の向上に貢献できる人材の育成に取り組んでいる。また、公開講座の開催、認定薬剤師研修制度の実施等を通じて、社会の要請に応じた学びの機会を提供している。
実施項目 2－1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	本学は、「星薬科大学ビジョン 2025-2030」において社会連携・社会貢献を重点施策の一つに位置付け、自治体、医療機関、薬剤師会、企業等との連携を推進している。薬用植物園の公開や公開講座、生涯学習支援、薬剤師を対象とした研修事業、産学官連携による共同研究等を実施し、本学の教育研究成果を地域社会へ還元している。また、地域社会や産業界との連携を通じて、社会課題の解決及び地域の発展に貢献する取組を継続している。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	本学は、多様な背景を有する学生及び教職員が安心して学び、働くことができる環境整備に努めている。障がいのある学生に対しては、キャンパスガイド等において合理的配慮に関する支援体制を明示するとともに、個々の状況に応じた支援を実施している。また、ハラスメント防止体制の整備、学生相談体制の充実、留学生への支援等を通じて、多様性を尊重した教育研究環境の充実に図っている。
実施項目 2－2 ②	説明
役員等への女性登用の配慮	本法人は、多様な視点を大学運営に反映する観点から、役員及び評議員の選任に当たり、性別にかかわらず適切な人材を登用することを基本としている。役員等の選任に当たっては、能力、経験及び識見を重視するとともに、女性の参画促進にも配慮し、多様性の確保を図っている。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	本法人は、理事に求められる能力、経験及び識見を踏まえ、私立学校法及び寄附行為に基づき理事を選任している。理事会には、大学運営及び教育研究に関する識見を有する者のほか、財務、法務、医療、産業界等の知見を有する外部人材を配置し、多様な視点から法人運営を行う体制を構築している。また、理事の選任は、寄附行為に定める手続に基づき適正に実施してい

	る。
実施項目 3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	本法人は、寄附行為及び関係規程に基づき、理事会及び評議員会を適切に運営している。理事会では重要事項について十分な審議を行い、評議員会においても法令及び寄附行為に基づき適切な審議及び意見聴取を実施している。また、教学と法人経営の連携を図りながら大学運営に関する情報共有を行い、理事会と評議員会の協働が適切に機能する体制を構築している。
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	本法人では、理事が大学運営に必要な知識を得られるよう、理事会資料を配付し、説明を行っている。また、法令改正、大学を取り巻く社会情勢及び高等教育政策等について情報提供を行うとともに、必要に応じて外部講師による研修会を実施している。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	本法人は、私立学校法及び寄附行為に基づき、監事及び会計監査人を適正に選任している。監事については、学校法人の業務又は財務に関する識見を有し、理事等から独立した立場で監査を行うことができる者を選任している。また、会計監査人についても、独立性及び専門性を踏まえ、法令に定める手続に基づき選任している。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	本法人では、監事、会計監査人及び内部監査担当部門が必要に応じて情報共有を行い、監査結果や課題を相互に確認することにより、監査機能の充実を図っている。また、本学における公的研究費等については内部監査を毎年度実施し、その結果を教授会及び理事会へ報告するとともに、適正な研究費執行及び内部統制の強化に努めている。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事に対しては、理事会及び評議員会の資料や大学運営に関する必要な情報を適時提供し、適切な監査活動を支援している。また、私立学校法改正や学校法人ガバナンス等に関する外部研修への参加を通じて、監事の専門性及び監査機能の向上を図っている。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	本法人は、私立学校法及び寄附行為に基づき、各選任区分の人数及び構成に配慮しながら、教育研究、医療、産業界等の多様な知見を有する者を評議員として選任している。これにより、法人運営に幅広い意見を反映できる構成としている。評議員の選任は、寄附行為に定める手続に従い、公正かつ適正に実施している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性	評議員会は、寄附行為及び関係法令に基づき適切に開催し、学

の確保及び理事会との協働体制の確立	校法人運営に関する重要事項について審議又は意見聴取を行っている。また、理事会との情報共有を図りながら、法人運営及び教学運営の充実に向けた協働体制を確立している。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員に対しては、評議員会資料の配付及び大学運営に関する情報提供を通じて、適切な審議に資する環境を整備している。また、学校法人制度や高等教育政策等に関する情報提供を行い、評議員としての職務遂行に必要な知識の向上に努めている。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	本学は、「星薬科大学ビジョン 2025-2030」において、安全・防災・リスクマネジメント及び情報セキュリティ対策を重点施策として位置付けている。災害、感染症、研究活動に伴う事故等の各種リスクに対応するため、危機管理に関する諸規程及びマニュアルを整備するとともに、必要に応じて見直しを実施している。また、学生及び教職員の安全確保を最優先とし、緊急時の連絡体制及び対応体制の整備を進めている。事業継続計画については、策定に向けた検討を進めている。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	本法人は、法令、寄附行為及び学内諸規程の遵守を法人運営の基本と位置付け、コンプライアンス体制を整備している。研究倫理、公的研究費の適正執行、個人情報保護、情報セキュリティ及びハラスメント防止等について規程を整備するとともに、FD・SD 研修及び内部監査を通じて教職員への周知徹底を図っている。また、法令等に違反する行為又はそのおそれのある行為に対応するため、内部通報又は相談の受付窓口を設置している。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	本学は、教育研究活動及び学校法人運営の透明性を確保するため、大学ホームページを中心として積極的な情報公開を行っている。教育研究上の目的、教育課程、自己点検・評価結果、事業報告書、財務情報、認証評価結果等を公表し、社会に対する説明責任を果たしている。また、自己点検・評価及び内部質保証活動を通じて、公開情報の適切性及び正確性の確保を図っている。情報公開推進のための方針については、既存の規程等との整理を踏まえながら、策定に向けた検討を進めている。
実施項目 4-1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	本学では、学生、保護者、卒業生、地域社会及び企業等の多様なステークホルダーに対し、大学ホームページ、学報、事業報告書、大学案内等を通じて、教育研究活動及び大学運営に関する情報を積極的に発信している。また、自己点検・評価結果、認証評価結果及び社会連携活動等についても公表し、本学の諸

	活動に対する理解の促進及び信頼性の向上を図っている。
--	----------------------------

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明